

特定非営利活動法人
う さ
U S A ネットワーク

定 款

特定非営利活動法人 USAネットワーク定款

改正 令和 年 月 日

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人USAネットワークと称し、略称をNPO法人USA Netとする。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を大分県宇佐市大字下栢田197番地の3に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、「神輿発祥の地宇佐」を中心とした文化及び歴史の保存と地域振興に貢献するとともに、郷土を愛する心、更に平和を愛する心を育て青少年の健全育成と日本文化の進展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) まちづくりの推進と地域振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は支援活動

(事業)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 宇佐を中心とした文化振興に寄与する事業
 - ② 宇佐を中心とした地域振興に寄与する事業
 - ③ 宇佐・国東を中心とした世界遺産に向けた事業
 - ④ インターネット・地域メディアを活用した情報発信に係る事業
 - ⑤ 同趣旨の団体との交流及び支援活動
 - ⑥ その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 物品の販売
- ② イベントの開催事業
- ③ 食品の製造及び卸売り・販売
- ④ 観光事業
- ⑤ 人材派遣業務
- ⑥ 施設管理業務
- ⑦ 前号に付随する一切の業務

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(会員の種別)

第6条 本法人の会員は、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体
- (3) 特別会員 本法人の趣旨に賛同し、理事会が必要と認めた団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めないものとする。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、申し込むものとし、正当な理由が無い限り入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって本人にこの旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、会費を納入しなければならない。

- 2 会費の金額は総会において定める。
- 3 本会は、必要に応じて理事会の承認を得た後、臨時会費を徴収する事が出来る。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 理事長に退会届を提出した時
- (2) 本人が死亡または失踪宣言を受けた時、又は正会員である団体が消滅した時
- (3) 会費を二年以上滞納した時
- (4) 除名された時

2 賛助会員、特別会員については、前項の各号の一を準用する。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届けを理事長に提出して、任意に退会する事が出来る。

(除 名)

第11条 会員が次の号の一つに該当するに至った時は、総会の議決により、これを除名する事が出来る。

(1) 本法人の定款に違反した時

(2) 本法人の名誉を傷つけ、又は、本法人の目的に反する行為をした時

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第12条 削除

第4章 役員及び職員

(役 員)

第13条 この法人は、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上20名以内

(2) 監事 1名以上 5名以内

2 理事のうち、理事長1名、副理事長2名以上5名以内、及び専務理事1名を置く。

3 専務理事は事務局長を兼任する。

(選 任)

第14条 役員は、総会で選任する。

2 理事長・副理事長・専務理事は、理事会において理事の互選により定める。

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねる事が出来ない。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれる事になってはならない。

(職 務)

第15条 理事長は、本法人を代表とし、その業務を統轄する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時又は理事長が欠けた時は、理事長があらかじめ指名した順序によって、その任務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を調査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実がある事を発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合は、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行に状況又はこの法人の財産について、理事会に意見を述べ、若しくは理事会の招集を要求すること。

(任期)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、就任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次のいずれかに該当する時は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決により、当該役員を解任する事ができる。ただし、当該役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の障害のために職務の遂行に堪えないと認められる時
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったと認められる時

(報酬)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問及び参与)

第20条 本法人は、会員以外に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会で議決し理事長が任免する。

(職 員)

第21条 この法人は、事務局長その他職員を置き、事務局長は専務理事が兼任する。
2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種 別)

第22条 本法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任及び解任、職務及び報酬
- (6) 総則(会費の額を含む)の変更
- (7) 借入金(その年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。)その他の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他本会の運営に関する重要事項

(開 催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回、事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をした時
- (2) 正会員の2分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があった時
- (3) 第15条第5項4号の規定により、監事より招集があった時

(招 集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 総会を招集する時は、会議の日時・場所・目的及び審議事項を記載し、書面又はファクシミリか電子メールをもって、開催日の14日前までに通知しなければならない。
- 3 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった時は、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第28条 総会は正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会する事が出来ない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、出席した正会員の過半数の同意で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権)

第30条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又はファクシミリか電子メールをもって表決するか、他の正会員を代理人として表決を委任する事が出来る。

3 前項の代理人を委任する場合は、代理権を証する書面又はファクシミリか電子メールをもって会議毎に議長に提出しなければならない。

4 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わる事が出来ない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録の作成をしなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数および出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記する事）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会に議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、本法人の運営に関する必要事項

(開催)

第34条 理事会は、次のいずれかに該当する場合は、開催する。

- (1) 理事長が必要と認めた時
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった時
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があった時

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会を招集する時は、会議の日時・場所・目的及び審議事項を記載し、書面又はファクシミリか電子メールをもって、開催日の5日前までに通知しなければならない。
- 3 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があった時は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の3分の2以上の同

意があった場合は、この限りではない

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席出来ない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又はファクシミリか電子メールをもって表決するか、他の理事を代理人として表決を委任する事が出来る。
- 3 前項の代理人を委任する場合は、代理権を証する書面又はファクシミリか電子メールをもって会議毎に議長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定により表決した理事は、前条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる事が出来ない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録の作成をしなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記する事）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じた収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 本法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第42条 本法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 本法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 本法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 本法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算成立しない時は、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることが出来る。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第47条 削除

(予算の追加及び更正)

第48条 予算作成後にやむを得ない事由が生じた時は、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正する事が出来る。

(事業報告及び決算)

第49条 本法人の事業報告書、活動決算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じた時は、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他、新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとする時は、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 本法人が定款を変更しようとする時は、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)

(10) 定款の変更に関する事項

(解 散)

第53条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の議決

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した正会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属先)

第54条 本法人が解散(合併又は破産による解散は除く)した時に残存する財産は、総会において出席した正会員の2分の1以上の議決を経て、法第11条第3項に掲げる者のうち特定非営利活動法人又は、社会福祉団体・更正保護法人に譲渡するものとする。ただし、可否同数の時は、議長の決するところとする。

(合 併)

第55条 本法人が合併しようとする時は、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告方法

(公告方法)

第56条 本法人の公告は、本会の掲示板に掲示するとともに官報に記載して行う。
貸借対照表の公告については、当法人の主たる事務所の掲示板に掲示する。

第10章 雑則

(細 則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(附 則)

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表の通りとする。
- 3 この法人の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立日から平成19年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立日から平成18年3月31日までとする。
- 6 この法人の当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員(1口)	個人	3,000円	
(2) 賛助会員(1口)	個人	1,000円	団体 10,000円
(3) 特別会員(1口)	団体	100,000円	

別表

役員名簿

役名	氏名
理事長	井本裕明
副理事長	岩尾保次
副理事長	大森博
専務理事	里見和俊
理事	安藤重徳
理事	佐藤淳
理事	岡本依大
理事	平田崇英
理事	秋永清
理事	田中幸一
理事	吉田明広
理事	高橋大作
理事	末永政幸
理事	河野利雄
監事	須磨和啓
監事	磯村正

